

## 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

### 第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和4年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

#### 政策担当部局からのヒアリング

##### 1 令和4年5月12日 第221回委員会

総合通信基盤局から「5Gの現状と Beyond 5G」について説明を受け、意見交換を行った。

##### 説明の概要

###### 1 5Gの現状

5Gの現状について、以下の項目について説明がなされた。

- ・ 移動通信システムの進化（第1世代～第5世代）
- ・ 第5世代移動通信システム（5G）とは
- ・ 5G展開に向けた取組
- ・ 携帯電話事業者への周波数割当て
- ・ 絶対審査基準の審査結果及び比較審査基準の審査結果
- ・ 5Gの広範な全国展開確保のイメージ
- ・ 2.3GHzの割当て（ダイナミック周波数共有の実用化）
- ・ 2.3GHz帯5G周波数の開設指針のポイント
- ・ 既存4G周波数帯の5G利用の可能化
- ・ 5Gの新しい機能
- ・ 4Gから5Gへの移行
- ・ 5G等の新たな整備計画の策定
- ・ デジタル田園都市国家インフラ整備計画 ロードマップ 等

###### 2 ローカル5G

ローカル5Gとは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、以下の項目について説明がなされた。

- ・ 拡張周波数帯におけるローカル5Gの共用条件
- ・ ローカル5Gの申請者及び免許人一覧

- ・「令和3年度 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」実証事業概要一覧
- ・多数の機器が存在する環境下におけるローカル5G技術実証
- ・新世代モバイル通信システム委員会の審議再開 等

### 3 Beyond 5Gに向けた取組

現在、グローバル的には2030年頃を目指してBeyond 5G、6Gの検討が始まっており、超低消費電力、自律性、超安全・信頼性及び拡張性等が必要になってくると言われている。

また、知財・標準化戦略、研究開発戦略、展開戦略という3つの戦略に沿ったマイルストーンを策定したBeyond 5G推進戦略ロードマップを取りまとめており、2025年に開催予定の大阪・関西万博までの5年が勝負という危機感を持って取り組んでおり、その時にはそれまでの取組の成果を「Beyond 5G ready ショーケース」として世界に示して、グローバル展開を加速するといったようなスケジュール感を持って、現在種々取り組んでいるところである。さらに、Beyond 5G研究開発促進事業、Beyond 5G推進コンソーシアム、Beyond 5Gホワイトペーパー公表など取組を進めている。

## 委員会等の主なコメント等

### <委員会>

- ・5Gの新しい機能であるネットワークスライシング及びモバイル・エッジ・コンピューティングは、大手キャリアに有利に働く可能性があり、MVNOがどのような形でサービスを提供できるのかという観点でルール整備が必要になると思うが、現状、どのような議論がなされているのか。
- ・日本の5G技術について、特許は取れても国際展開できていないため、是非、6Gでは頑張っていたきたい。
- ・既存事業者以外のMVNOに卸などを提供することが比較審査基準の一つとして掲げられているが、計画終了までに達成の見込みがあるのか。

### <担当部局>

- ・大手キャリアの方が資金力、人材面、技術力について、有利に働くのはご指摘のとおり。また、MVNOが卸や接続でどのような形で関与していくのか議論がなされている情報は入ってきてないが(担当は電気通信事業部)、これから大きな議論の一つとなる可能性はあると思う。
- ・ご指摘のとおりであり、それを踏まえてBeyond 5G推進戦略を策定しており、しっかり取り組んでいきたい。
- ・計画は総務大臣が認定しており、当然、守っていただくことが前提である。順次報告を受けており、現時点で達成できないといった事業者はなく、最終的にはきちんとできると期待している。

## 2 令和4年6月7日 第222回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化について」説明を受け、意見交換を行った。

### 説明の概要

近年、補助金等を活用した積極的な整備により、光ファイバの未整備地域の解消が進展したが、依然として未整備地域が一部存在している。F T T Hカバー率は2022年3月末の見込みで99.7%、未整備が17万世帯残っている状況である。

また、都道府県別に見ると、離島や山間地を多く有する地域においては整備率が低く、整備率の格差が発生している現状である。

このような状況の中、我が国が目指す未来社会であるSociety 5.0において、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方が実現されることが期待されており、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすと想定されている。

有線ブロードバンドを実際に維持・整備するに当たっての課題は、①特に地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者、CATV事業者は人口減少の中で採算性が悪化しつつあるのが現状であり、今後、人口減少が一層進展した場合には、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難となる可能性がある。②未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念であり、補助金等を活用し整備したものの、実際に運営していくランニングコストが賄えない。

岸田内閣において非常に重要な課題として取り組んでいる「デジタル田園都市国家構想」について、令和4年3月29日、総務省として「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を報道発表し、2027年度末までに世帯カバー率99.9%を目指すことを掲げた。当該目標を達成した場合、未整備世帯は約5万世帯となり、ニーズがあれば残りの未整備世帯も、引き続き整備を目指すことを考えている。

令和2年4月から「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を立ち上げ検討を開始、令和4年2月2日に最終取りまとめを行った。概要は以下のとおり。

- ① テレワーク等安定的な利用を可能とするブロードサービスを電気通信事業法上の基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付ける。
- ② 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保等を目的としており、新たな交付金制度を創設し、整備後のサービスの維持可能性への懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、整備が進むことが期待される。
- ③ 事業者に対する規律の在り方として、基礎的電気通信役務となる有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対し、原則として、基礎的電気通信役務となる電話と同様の規律を課すことが適当である。

令和4年3月4日に電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出しているところ、その1つの柱として、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化についても盛り込んでおり、法案が成立した暁には、様々な詳細設計について、検討を進めていく予定である。

#### 委員会等の主なコメント等

##### <委員会>

自ら回線を設置しない事業者が他事業者から卸電気通信役務の提供を受け提供するサービスについては、ユニバーサルサービス制度が卸電気通信役務契約を念頭に置いていないものと理解しているがどうか。

##### <担当部局>

基本的には自前で設備を設置し、サービスを提供している事業者を念頭に置いているが、サービス提供の形態として、一部自前、一部卸をうまく組み合わせて提供している事業者もいるので、一部でも自前で回線設備を持っている場合には、今回の交付金の支援の対象になり得るような詳細な制度設計を考えているところである。

### 3 令和4年7月26日 第223回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書(案)の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 説明の概要

本研究会では、電気通信ネットワークのIP化が進展する中、接続料の算定方法や指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務に関するルールの在り方等を検討している。令和3年9月に第五次報告書を取りまとめて以降、計13回の会合を開催し、7つの項目の課題について検討・フォローアップ等を実施し、今般、検討結果等について第六次報告書(案)を取りまとめたところ。

- ① 卸協議の適正性の確保に係る制度整備
- ② 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証
- ③ 接続料等と利用者料金の関係の検証
- ④ 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放 等

7つの項目の課題のうち、電気通信紛争処理委員会に特に関係が深いものについては次のとおり。

①「卸協議の適正性の確保に係る制度整備」について、令和4年6月、電気通信事業法の一部を改正する法律が成立した。今後、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制の対象とする特定卸役務の範囲や、卸先事業者の求めに応じて提示する情報の範囲等について引き続き検討を進めるとともに、固定通信分野における卸先事業者の参入後の協議の在り方、モバイル音声卸の標準的な料金の公表等についても引き続き検討することが適当としている。

②「『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証」について、当該ガイドラインに基づく検証では、NTT東日本・西日本の光サービス卸及びMNO3社のモバイル音声卸を対象に、まず「代替性の有無の検証」として、指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により接続が利用可能かの検証を行い、代替性なしの場合は「重点的な検証」として、適正原価と適正利潤を加えたものが卸料金を超えているかについて検証を、代替性不十分な場合は「その他の検証」として、卸料金と接続料相当額の差分の妥当性について事業者自身が検証し報告することとしている。また、いずれの場合でも「時系列検証」として、直近3年間における卸料金、利用者料金、接続料相当額等を比較し、それぞれの額の変動要因やコスト変動の反映状況等について事業者自身が検証し報告する。

光サービス卸に係る今年度における「その他の検証」に関しては、加入光ファイバに係る接続料は引き続き減少傾向であり、卸料金が今後も継続的に引き下げられない場合は、卸料金と接続料相当額の乖離は大きくなっていくものと考えられるため、引き続き検証結果を総務省に報告するとともに、本研究会においても、制度整備の効果・影響も含めて検証結果を確認して、必要に応じて追加的な対応を検討し



ていくことが適当としている。

③「接続料等と利用者料金の関係の検証」について、MNOの携帯料金の引下げにより、MNOの料金とMVNOの料金が従来よりも近接しており、MVNOの料金の価格優位性が低下したことから、イコールフットィングの確保がより重要になってきている中、接続料等のコストと小売料金を比較して、コストが小売料金を十分に下回っているか検証する「モバイル・スタックテスト」を実施する予定である。本研究会では、MNO 3社が新たな大容量料金プランを発表したことに伴い、MNO 3社各社による試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を実施したところ、接続料等は直ちに原価割れの状況となっているとは言い切れないものの、MVNOがMNO 3社の新料金プランに対抗するサービスを提供するに当たって、イコールフットィングの観点から、データ接続料の水準が適切なものになっているかという点については疑義が生じる結果であった。今回、モバイル・スタックテストの指針化に向けて、第六次報告書（案）において、対象事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者）、検証時期、対象サービス及び検証方法について考え方を示している。

また、固定通信分野のスタックテストについては平成11年から実施しているが、今回、本研究会において加入電話・ISDNの扱いについて検討したところ、今なお、メタルアクセス回線を用いた競争事業者のサービスが存在するため、直ちに検証対象から除外することは不適當としている。加えて、営業費相当額の基準値についても議論し、最新のデータに基づいて見直すことが適当としている。

④「5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放」については、(i)L3接続相当、(ii)ライトVMNO、(iii)L2接続相当、(iv)フルVMNOの4つの機能開放形態がある中、これまでの本研究会における議論では、MVNOが実現したいサービスの明確化を行い、MNOとMVNOの相互理解を深めていくなど、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当とされていた。

以上の4つの機能開放形態のうち、(i)L3接続相当（サービス卸）については、MNOが既にMVNOに対し情報提供を実施しているが、MVNOからは具体的な検討をするには情報が不足、検討期間が短いといった意見が寄せられている。

(ii)ライトVMNOについては、国際標準化の動向を勘案しつつ、MVNO側の検討期間を考慮した情報提供が行われることが望ましい。

(iii)L2接続相当については、国際ローミングに関する国際標準化や設備ベンダーの動向等を勘案しつつ、MVNOからの具体的な要望を踏まえて機能開放に向けた準備を行うことが望ましい。

最後に(iv)フルVMNOについては、過去にない類似事例のない役務提供形態であるため、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。

いずれにしても、5G（SA方式）の協議は始まったばかりであり、いずれの機能

開放形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であり、このような事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しつつ、MNOとMVNO間のイコールフットリングを確保するため、この協議の状況を引き続き注視していくことが適当としている。

#### 委員会等の主なコメント等

##### <委員会>

- ・ 5Gの網機能開放とその具体的活用が生み出されるよう協議状況を定期的に把握し、さらに課題を洗い出し、検討を進めていくことが大切と思うが、今後の見通しや方針があれば教えていただきたい。
- ・ 今後、モバイル・スタックテストの具体的な実施方法の検討が進められていくと思うが、その際、接続料はもちろんのこと、特に卸料金と利用者料金の関係、特に営業費相当額の範囲は相当幅があると考えられる。それをどのように設定するかということが一つ大きな争点になると考えており、そうした議論の中で、特にポイントとなる事項があれば教えていただきたい。

##### <担当部局>

- ・ 事業者間協議の状況を注視し、協議状況により必要に応じて適切な対応をとっていきたいと考えている。
- ・ ポイントはまさに営業費相当額であり、どれぐらいの乖離があるかということが一つであろうと考えているが、いずれにしても、今回、第六次報告書に示される考え方に沿った形でモバイル・スタックテストのガイドラインの案を作成し、パブリックコメントをしっかりと実施した上で、適正なものを策定していきたいと考えている。

#### 4 令和4年9月16日 第224回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートについて」説明を受け、意見交換を行った。

##### 説明の概要

本年8月31日公表の令和3年度電気通信事業分野における市場検証の年次レポートについて、概要等4つの項目について説明。昨年度に引き続き、大きく分けて2つの観点で分析を行った。

1つ目は、電気通信事業分野における市場動向の分析。事業者や利用者へのアンケートの結果等に基づき、定量的・定性的な観点から分析を行い、移動系通信、固定系通信の各市場において分析・検証するとともに、令和3年度市場検証では法人向けサービスの実態把握を行った。併せて、研究開発競争の状況把握も行っている。

2つ目は電気通信事業者の業務の状況等の確認。市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認など、3点について検証を実施。また、令和3年度からは重点的検証項目を定め、特定の項目について集中的に検証を行っている。

#### 1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

##### 【移動系通信市場】

移動系通信市場における小売市場の分析については、市場動向の分析に当たって市場構造に関する指標など4つの指標を定めている。各種指標を確認した結果、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、楽天モバイルのMNOとしての参入により、既存の競争状況が大きく変化していく可能性があると考えている。

卸売市場の分析については、楽天のMVNOサービスやLINEモバイルといった新規受付停止済みのMVNOにおける契約数の減少を主な要因として市場規模が減少に転じるなど、市場全体の動向に変化が生じている。

通信モジュールの市場における小売市場の分析については、移動系通信市場全体や携帯電話向け通信サービス市場とは異なり、各事業者のシェアの変動が大きく、各社間で顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察される。

卸売市場の分析については、市場規模は拡大を続けている中、再卸事業者のシェアは5%未満と極めて少なくなっている。

##### 【固定系通信市場】

固定系ブロードバンド市場の分析については、近畿においてNTT東西のシェアが50%を下回るなど、地域ブロックごとに競争状況に差異があるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

固定系超高速ブロードバンド市場の分析については、地域ブロックごとに競争状



況の差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

F T T H市場の小売市場の分析については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

F T T H市場の卸売市場の分析については、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況である。

I S P市場の分析については、各事業者のシェアの変動は小さくなっているが、NTT系等、それぞれの系列の事業者が10から30%程度のシェアを有している状況であり、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境ではない。

固定電話市場の分析については、NTT東西のシェアが依然として60%を超えており、2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向にあり、市場全体としても継続的に縮小傾向にある。

050-I P電話市場の分析については、各事業者のシェアは変動してきており、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていない。

#### 【その他】

WAN サービスやIoT等の法人向けサービスの実態把握を行い、試行的な市場画定を行うとともに研究開発競争の状況把握を実施した。

## 2. 電気通信事業者の業務の状況等の確認

今年度、重点的検証項目を2つ設定しており、①客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証については、局舎スペースの利用に関する検証やNTT東西における各種手続についてのリードタイム検証等計4つの検証事項が挙げられる。いずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったが、引き続き検証を行っていくこととしている。

続いて②MNO各社におけるグループ内の事業者への優先的取扱い等の実態把握については、グループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が行われていることは、現時点では確認できなかった。禁止行為規制の対象となっていないMNO、つまりKDDI等において、グループ内事業者への優先的取扱い等の有無などについて確認したが、現時点ではそのような不当に優先的な取扱いに該当するような事実は確認できなかった。また、本年7月にNTTドコモがグループを再編、その一環としてNTTドコモが特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併したという動きもあり、そのような動きを契機に市場検証会議において、NTTドコモによる特定関係法人の吸収合併のケースや旧NTTと旧NTTからの分離会社との合併のケースといった組織再編に係る対応について、今後どういった検証を行っていくかということを整理した。

例年実施している固定系・移動系通信における禁止行為規制に関する業務状況の

確認結果とNTTグループにおける公正競争条件の遵守状況の確認結果はいずれも特段問題は認められなかったものの、継続的に注視していくことにしている。

### 3. 今後取り組むべき課題

この実態把握を踏まえ、今後取り組むべき課題等として、移動系通信市場については、既存の競争の状況が大きく変化していく可能性があることから、継続的に分析が必要である。また、固定系ブロードバンド市場、固定系超高速ブロードバンド市場及びF T T H市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続するなど、サービス提供主体別のシェアの動向も分析していくことが必要。

最後に、電気通信事業者の業務の適正性等の確認についても、電気通信事業法上問題となり得るような行為というものは確認できなかったものの、来年度以降も継続して、禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を行った上で、分析予定としている。さらに、来年度も、電気通信事業法第30条の禁止行為規制の適用を受けていない電気通信事業者、つまり、ソフトバンク等のグループ内の事業者への優先的な取扱い等についても広く把握・検証していく予定であり、また、今後NTTグループにおきまして組織再編が発生した場合には、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づきまして適切に対処していく予定である。

### 委員会等の主なコメント等

#### <委員会>

禁止行為規制の対象外であるKDDI及びソフトバンクに対する行為の注視を継続していくということで、今年も検討を続けていくということだが、禁止行為の対象外の事業者に対し、モニタリングを続ける趣旨について伺いたい。

#### <担当部局>

両者は現在、電気通信事業法第30条の禁止行為規制の指定ではないが、公正競争上問題があるような行為が行われていないかということについて、確認していく必要があるのではないかと市場検証の委員のほうから声が出ており、継続的にモニタリングという趣旨で、今後も状況について確認していく予定。

## 5 令和4年11月18日 第226回委員会

総合通信基盤局から「消費者行政の推進について」説明を受け、意見交換を行った。

### 説明の概要

消費者保護ルール現状、消費者保護ルールを推進するに当たり、国の体制、仕組みがどのようになっているのか、消費者保護ルールを推進していくに当たっての重要な仕組みを中心に説明。

苦情相談件数は、2012年度4万件ぐらいだったものが、2015年度にピークとなっており、近年は横ばい傾向。様々なキャリアが参入し、サービスが多様化する中、競争環境が激しくなることによって、消費者に対する行動も不適切なものが多くなり苦情につながっていると考えている。

これまでの消費者保護ルール等、法改正の経緯について、2004年に特別な消費者保護ルールを入れ、複数回法改正を行い、消費者保護ルールを充実させてきた。競争環境の整備という意味では、同じような時期に同じように改正を重ねており、例えばこの電気通信紛争処理委員会の発足が2001年であり、競争環境の整備と消費者保護ルールは両輪で進んできたと考えられる。複数回の法改正において特記すべき事項の一つが令和元年の改正で、販売代理店の届出制度の導入と自己の名前を告げずに勧誘する行為の禁止があり、後者は、事業者や販売代理店が勧誘契約活動する際、該当行為を禁止するものである。

消費者保護ルールの対象となる電気通信サービスの範囲は、一般消費者向けの通信サービスである。具体的な対象範囲としては、第1号無業務として携帯電話サービス等、第2号業務として光ファイバ等、3号業務として固定電話等が対象範囲となっている。

消費者行政の体制については、どのように消費者行政を回していくのかという観点から、まず個別事案を把握した上で、それを政策的にどのように落と込みをしていくのかということと、違法なものについて個別の改善につなげていくということの2点を行っていかなければならない。総務省としては、電気通信消費者相談センター等で苦情を様々把握しているが、個別案件の処理と個別案件を政策に生かすという形で、役割分担をしている。

政策的な対応として大きく2つある。1点目として、消費者保護ルール実施状況のモニタリングで、苦情等の傾向分析、毎年度の定期調査及び個別事案の随時調査を行うことにより、消費者保護ルールの実施状況について、改善すべき点や優良事例も含め関係者間で共有・評価を行い、必要に応じ制度の見直し等を行っている。

2点目として、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」を定期的に開催し、今後の検討課題を議論している。今現在進行形で動いているトピックとしては、①

苦情相談の処理の在り方、②販売代理店の在り方についてとなる。

①については、「苦情相談処理体制の在り方に関するタスクフォース」を立ち上げ議論を進めている。消費者相談センター等では個別の民事的な解決を進めているが、結局、解決できないものは、訴訟になるというのが一般的。しかしながら、電気通信サービスにおける紛争の特徴として、金融や不動産と異なり、トラブルの額が少額で、訴訟に行くというこのフローが必ずしもフィットしにくいという点等が挙げられている。

また、②については、電気通信業界での問題の一つである携帯電話のショップでの販売方法がなかなか問題解決しないという点である。例えばドコモやauの販売代理店は、実はドコモ、auの本体がやっているわけではなく、販売代理店という別の会社に委託をしており、そのような販売代理店において一部行われている不適正な販売方法を、どのように直したたらよいかについて、現在議論しているところである。

ショップ店員にアンケート調査を実施、また、総務省窓口寄せられている声を見ると、販売代理店も好き好んで不適切な勧誘を行っているわけではなく、自分の委託元であるMNOの営業目標が不適切な勧誘につながっているのではないかといった結果がでてくる。また、総務省窓口では一定の評価制度があり、MNOが販売代理店を点数で評価しているため、今の評価制度を前提にすると、契約獲得を優先せざるを得ないという話がある。このため、総務省から携帯各社に対して、適合性の原則にのっとった営業が十分に促される仕組みとし、販売代理店に課す目標値を過大にすることで、販売時における適合性の原則に反するような行為、それを助長するのは問題ということを、携帯各社に伝達している。今後、携帯各社においてどのような取組をするのか、又は携帯各社の取組を踏まえて、販売の現場が変わってくるのか、現在注視しているところ。

最後に、一番国民に身近なサービスと思われる携帯電話については、総務省の競争政策又は消費者保護政策によって乗換えがしやすい、あるいは顧客の利用スタイルにより適切な料金プランがある、簡単に乗り換えられるなど、状況が変わっているため、サイトを作って国民の皆様に宣伝しているところである。

#### 委員会等の主なコメント等

##### <委員会>

- 様々な消費者利益のための取組をしており、これは非常に重要と思うが、このような電気通信固有の消費者保護の制度と一般的な消費者保護法制をどのような関係にしていくのか。
- 苦情処理という意味では、ADRを設置することの意味は大きい。電気通信分野についてもADRを創設する動きになっており、大変良いと思っている。た

だし、電気通信分野の苦情や紛争は結構範囲が広く、しかも金額的にはそれほど高いものでもないものも大分ある。また、件数を含め組織を作った費用対効果がどの程度なのか、このような観点で今後、具体的な方向性を聞きたい。

<担当部局>

- 消費者保護に対する一般法として、消費者契約法が基本は電気通信分野も適用される。そこでカバーされない部分を総務省で個別に拾っていく。電気通信事業法の建て付け立てとして、契約の内容が非常に不適切な場合には業務改善命令を行うことができるという形となっている。
- 指摘のように費用対効果もあるため、ある程度苦情を類型化、判例ではないものの相場感を確立するような方向性で、効率化を図りながら行っていくというイメージで、事業者団体にでも検討しながら、解決策を模索していきたい。



## 6 令和4年12月2日 第227回委員会

総合通信基盤局から「音声伝送携帯電話番号の指定条件の緩和について」説明を受け、意見交換を行った。

### 説明の概要

現在、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）においては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者はMNOのみに限定。多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」における方向性を踏まえ、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正を行う予定。

MVNO等に番号を指定することに対するニーズについて、MVNOより、MNOとの間でイコールフットイングの実現、多様な付加価値サービスの提供等の観点から、自ら音声伝送携帯電話番号の指定を受けることについて要望。地域BWAを提供するCATV事業者からも、同様の要望。諸外国の状況としても、我が国及び米国を除き、既に多くの国でMVNOへの直接の番号指定が可能となっている。

情報通信審議会では、緊急通報の実現方法が論点の1つとされた。現行、自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者は、利用者が緊急通報を行うことが可能であることが要件であるが、自ら緊急通報受理機関との接続を行うことはMVNO等にとって設備構築等の負担が大きい。また、IP網への移行後、緊急通報受理機関からコールバックにおいて通報者との通話がつながりやすくなる機能について、携帯電話事業者もその実現に向けた対応が求められる。これにもMVNO等が対応する場合に困難を伴うことも想定されるため、MVNO等による緊急通報の確保には、こうした点も踏まえMNOから卸提供を受けることを視野に入れて検討してはどうかなど意見が出された。これに対しMNO、MVNO等もそれぞれの立場から意見を示した。

論点整理を行い、MVNO等への番号の指定を認めることが適当という旨の上記答申がなされた。

携帯電話に係る基地局の免許等が必要という条件は、基地局を持たないMVNO等に適用することができないため、当該条件に代わるものとして、携帯電話の音声サービスを提供するための交換設備等を設置するなど、現行の指定条件と同等性を確保することで、認めるとされた。

MVNO等による緊急通報に係る論点については、関係者ヒアリング等を踏まえ、自ら全国緊急通報受理機関に接続することも排除されないものの、提供エリア（ローミングエリアを含む。）の全部または一部のエリアにおいてホストMNOとのネット

ワークを介した緊急通報の実現も認めることが適当とされた。

情報通信審議会答申を踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された電気通信番号計画等の改正案では、MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課せられている条件と原則同等とし、具体的には以下のとおりとされた。

- ・緊急通報については、MNO等のネットワークを介した提供も認める。
- ・「携帯電話の基地局の免許等を受けていること」の条件の代替として、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置及びIMS I（国際移動体加入者識別番号）の指定を受けることを新たに求める。
- ・電気通信事業法の技術基準（事業用電気通信設備規則）の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。

現状、音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合、MNOは技術基準が適用されるが、MVNOは基本的には技術基準が適用されない。このため、MVNOへの音声伝送携帯電話番号の指定にあたり、「電気通信事業法施行規則」及び「事業用電気通信設備規則」の改正が進められた。音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合、MVNOは、加入者情報を管理するためのデータベースなど音声サービスの提供に必要なプラットフォームを自ら設置することになるため、このMVNO設備にも技術基準を課すことが必要。これにより、サービスの提供に必要な設備の全体に損壊・故障対策が施されるため、電気通信役務の着実かつ安定的な提供が図られることになる。

上記の目的から、電気通信事業法施行規則の改正では、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する設備に技術基準が適用されるように、「内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」という箇所に「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加するという改正案としたところ。

また、2点目の技術基準、事業用電気通信設備規則の改正では、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する部分の設備を、「特定携帯電話用設備」と新たに定義、現在のMNOが設置するような携帯電話設備と同等の基準を課すという内容の改正案を検討している。

スケジュールについては、11月25日に情報通信行政・郵政行政審議会におきまして、制度改正案の諮問を行い、この答申が、令和5年1月下旬を予定。この答申を踏まえ、年度内をめどに速やかに必要な改正を行いたいと考えている。

## 委員会等の主なコメント等

### <委員会>

- ・ 今回の改正は、多様な付加価値サービスの創出、提供をMVNOにおいて実現するところから始まっていると思うが、どのようなサービスが今後提供されることを想定しているのか。
- ・ MVNOに番号が直接付与されている場合について、海外では緊急番号のトラブルはないのか。
- ・ MVNOも番号指定には一定の設備負担が発生する。この設備に対する投資というのは、MVNOとして負担できる水準なのか。負担してでもサービスを提供して利益がある、魅力のある制度なのか。
- ・ 諸外国の事例を踏まえ、懸念すべき課題、今後検討しておかなければいけない事項といったものは、何か顕在化しているのか。

### <担当部局>

- ・ ローカル5Gとその他全国のMVNOが提供するようなサービスへの相互乗り入れが、1つの番号でできることになること、また、IMSの活用による付加価値サービスの提供なども想定されていると情報通信審議会においてMVNO等から意見があった。現在、MNOがやっていないようなところでの新たなビジネスモデルのアイデアもあるだろうと推測。
- ・ 海外での緊急通報について、MVNOが設備を自ら揃えるのか、あるいはMNOとの合意によるのか、緊急呼の実現方法は、調べ切れていないが、MNOもMVNOも、これは必要要件として定義されているのだろうと推測。
- ・ MVNOからは、自らの設備整備や緊急通報の確保など新たな設備投資が必要という意見は出ているが、そういったことを比較考量してもなお、新しい番号を自ら使用できるということが、ニーズとして大きいのだと理解。
- ・ スペインやドイツ等における、制度のメリット、デメリットを調査で聞いている。そうした諸外国の状況も踏まえ制度設計を行っており、十分に適宜不断の見直しを行って、必要であれば制度の改正もまた検討していきたい。

## 7 令和5年2月14日 第229回委員会

総合通信基盤局から「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書について」説明を受け、意見交換を行った。

### 説明の概要

- 先の通常国会で「電波監理審議会の機能強化」や「携帯電話等の周波数の再割当て制度」を盛り込んだ電波法及び放送法の一部を改正する法律が成立し、令和4年10月1日に施行された。同改正により、携帯電話等の周波数は次のいずれかの場合に再割当てができることとなった。
  - ① 電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないとき
  - ② 開設指針制定の申出があったとき（競願の申出）
  - ③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めるとき

タスクフォースでは、②について、具体的な要望のあったプラチナバンドの再割当てを対象に、開設指針制定の申出が行われ、開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等の検討を行った。
- 競願の申出によって既存免許人以外の者に再割当てを行う場合、周波数移行に多大な作業の負担が生じることから、これを上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要となる。このため、開設指針制定の要否の決定にあたっては、報告書では次の点に留意すべきと示された。
  - 申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること
  - 再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラフィック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること
  - 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定に当たっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること
  - 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無
- また周波数移行については、再割当てに伴う円滑な周波数移行を実現するため、携帯電話事業者同士による周波数移行を行うものであることや、改正電波法に対する附帯決議（既存免許人の利用者に係る不利益への十分な考慮を指摘）等を踏まえ、次の点に留意すべきと示された。
  - 既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること

- 既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないように、適切な移行期間等を設定すること
- 新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること
- 報告書では、移行期間と移行費用の負担について、どの周波数帯にも適用できる「基本的な考え方」と、再割当要望のあるプラチナバンドにおける考え方の2段階構成でまとめられている。
  1. 移行期間の基本的な考え方
    - ① 標準的な移行期間
      - 電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保障されていないことを勘案すれば、再割当ての時点から5年間を標準的な移行期間とすることが適当。
    - ② 標準的な移行期間を超える場合
      - 既存免許人の無線局について、計画的に移行を実施しても5年以内に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に悪影響が生ずる場合は、移行完了予定時を勘案して、周波数の使用期限（移行期間）を決定することはやむを得ないものとする。
      - ただし、この場合、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるよう、既存免許人の周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させることが必要。
  2. プラチナバンドにおける移行期間の考え方
    - ① プラチナバンドにおける移行期間
      - レピータ交換は、新規認定開設者による基地局の開設に必須の作業であることから、レピータ交換に要する作業期間を勘案して、移行期間を設定することが適当
      - 既存免許人に対してレピータの移行計画の概要等の報告を求め、移行計画が標準的な作業工程に基づいて算定されており、上記1. ②に整合する場合には、5年を超える移行期間の設定を可能とするのが適当。なお、移行計画の妥当性については、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当
    - ② 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため、以下の措置を講ずることが適当
      - 周波数の移行計画の策定・進捗管理（開設計画認定後）



総務省は、既存免許人に対して周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画等を踏まえた移行計画の報告を求める。移行計画の妥当性については、第三者による確認を行い、総務省は、この利用状況調査の一環として既存免許人に対して移行計画の進捗状況の報告を求め、電波監理審議会による評価を行う。

➤ 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

(ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする。

(イ) 再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。

### 3. 移行費用の負担の考え方

#### ① 費用負担の基本的な考え方

再割当制度においては、免許の有効期間内に使用期限が設定された場合、国が「通常生ずべき損失」の補償を行うこととされているが、無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている。

このため、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用については、既存免許人の負担を原則とすることが適当。

#### ② 終了促進措置（※）の活用

競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、申出人の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置は、本来的に当事者間の合意をベースに任意で行われるものであることを踏まえると、競願の申出による周波数移行において、終了促進措置の活用を任意とすることが適当。

※ 開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

### 4. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方

#### ① レピータ交換

既存免許人の負担を原則とする。新規認定開設者の希望により、既存免許人に対して移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担することが適当。

#### ② 基地局の増強

既存免許人の負担を原則とする。本来的には事業者の自助努力により対応すべきものであることから、終了促進措置の対象外とすることが適当。

### ③ 基地局の受信フィルタの挿入等

既存免許人の負担を原則とする。新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないことから、終了促進措置の対象外とすることが適当。

- 再割当制度の運用にあたってその他に留意すべき事項として、次の3点が示されている。

#### ① 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進（ソフトウェア等で周波数を変更可能な無線設備の導入促進）

- ◆ プラチナバンドで使用されている小電力レピータは、対応周波数が物理的に固定されている。将来の周波数移行の円滑な実施ができるようソフトウェアで周波数変更が可能となるような無線設備の導入を促進すべき

#### ③ 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立

- ◆ 再割当てによってプラチナバンドの周波数移行が行われる場合、既存免許人はデジタル田園都市国家インフラ整備計画などの5G展開に係る国家戦略実現に向けた取組の推進を前提としつつ、再割当てに係る移行をできるだけ早期・確実に進めることが可能な計画を策定することが必要

#### ③ 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組が上げられている。

- ◆ 周波数再編アクションプランでは、4.9GHz帯、26GHz帯、40GHz帯など新たに6GHz幅を携帯電話用に割り当てていくことを目標として掲げている。携帯電話システムが多く国民が利用している周波数利用効率の高いものであることを踏まえ、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要

## 委員会等の主なコメント等

### <委員会>

レピータ交換に当たり、将来的にソフトウェアで切替えができるようになれば負担が軽減される場合もあるのではないかとのことだが、既存事業者が設置したハードウェアをソフトウェアで切替えを行う場合、その設備の所有権はどうなるのか。

### <担当部局>

本件は、現在、特定の周波数に固定されているレピータを、将来的にソフトウェアで変更できるレピータの導入を進めるべきとの内容である。800MHz帯の例では、既存事業者が使用する15MHz幅に対して5MHz幅ずつ再割当てがあった場合、既存事業者のレピータは、15MHz幅から、ソフトウェアの変更により10MHzに縮退することになる。縮退したレピータについては、引き続き既存事業者が10MHz幅で使用するようになるため、所有権等の移転は行われず、新しい事業者がそのレピータを使用することはないと想定している。

## 委員会における施設視察

---

### 1 令和5年3月17日 第230回委員会

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の放送施設の視察の放送施設の視察を行い、意見交換を行った。

---

## 第2章 周知広報、利便性向上等のための取組

---

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

### 1 講演会等における委員会業務説明

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会と連携し、令和4年4月21日～22日に開催された「JAIPAの集い in 松山」において、電気通信事業者等に対し、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の実績・事例研究、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

令和4年5月20日には、一般社団法人日本テレコムサービス協会中国支部総会において、また、令和4年6月22日には、沖縄総合通信事務所主催「2022情報通信月間講演会」（オンライン開催）においても、関係事業者等に対し、同様の説明を行った。

### 2 総合通信局等を通じた周知

総合通信局等において、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会パンフレットの配布等を行うとともに、庁舎内での委員会パンフレットの配置やホームページへの委員会バナーの掲載等の取組を通じて委員会の周知が行われている。

### 3 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

### 4 電気通信紛争処理マニュアルの改定

委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめた「電気通信紛争処理マニュアルー紛争処理の制度と実務ー」について、令和4年度の電波法改正に関する内容を盛り込むとともに、関係資料の現行化等を行い、同年10月に委員会ホームページに掲載した。

### 5 発足20周年記念シンポジウムの配信

電気通信紛争処理委員会事務局の発足20周年を記念して令和3年に開催されたシンポジウムの模様について、令和4年末までの間、YouTubeの総務省動画チャンネルにて配信を行った。

---

## 第3章 委員会に関する制度改正等

---

### ○ 終了促進措置に係る協議不調の場合における委員会へのあっせん・仲裁制度の新設

令和4年6月10日に公布され、一部の規定を除き同年10月1日に施行された「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正法」という。）により、携帯電話等の周波数の再割当てを行う場合において、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能となるとともに、事業者間の終了促進措置に係る協議が整わない場合、委員会に対するあっせん・仲裁の申請が可能となったものである。改正法を受け、次のとおり、所要の規定整備を行った。

#### （1）電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正（令和4年10月7日電気通信紛争処理委員会決定第一号）

- 改正法を受け、終了促進措置に係る協議不調の場合における委員会へのあっせん・申請の条文を追加するため、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信紛争処理委員会決定第一号。以下「運営規程」という。）の一部を改定した。

#### （2）電気通信紛争処理マニュアル等の改定

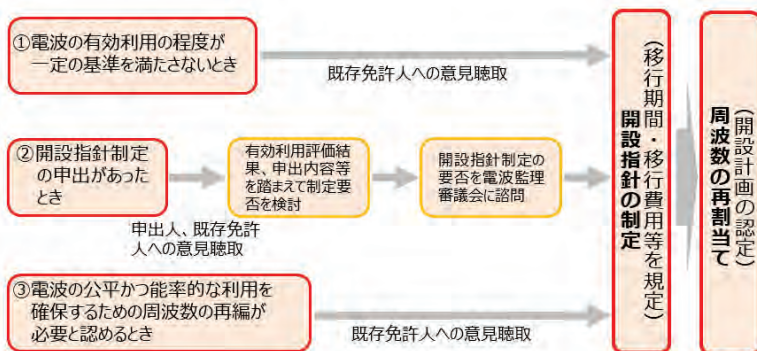
- 改正法を受け、終了促進措置に係る協議不調の場合における委員会へのあっせん・仲裁の申請様式を追加するため、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号。以下「委員会規則」という。）の一部を改正した。あわせて、電気通信紛争処理マニュアル中、「第1部 手続解説」における電波法関係のあっせん・仲裁の申請書様式の一部を改定した。
- このほか、改正法を受け、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）及び委員会規則等を更新した。



## 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。
  - 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
  - **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
  - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 競願の申出ができる制度を新設



※ 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。

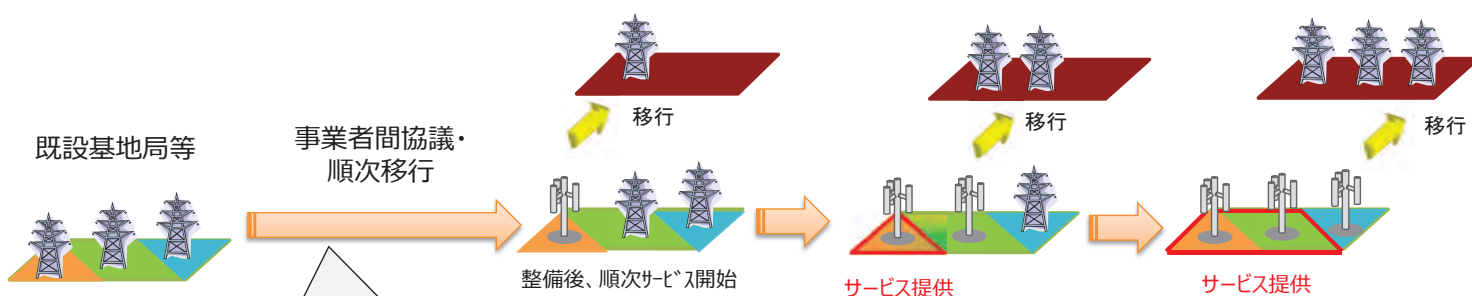
(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (令和5年3月時点) 単位: MHz

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.3 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40	—	—	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	40	—	—	40	200	400	830
UQ	—	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	50
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	—	40	40	100	400	720
SKY FUNKING	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	30
Rakuten Mobile	—	—	—	—	80	—	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	80	120	600	1,600	3,050

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間満了)  
 ■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間中)

## 携帯電話システム間の終了促進措置及びあっせん・仲裁の申請

- **周波数の再割当てを行う場合において、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする。**
- 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする。**



協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会**において**あっせん・仲裁**を申請できる仕組み。

- 新たな事業者が既存基地局等を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮